

議会運営委員会記録

令和8年8月25(火)

開議 10 時 00 分

閉議 11 時 45 分

全 員 協 議 会 室

出席者

- 〔委 員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、
西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員
〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、末田財政課長、森山総務管理係長
〔事務局〕下間局長、濱見次長

議 題

1 令和8年9月浜田市議会定例会議について

(1) 付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2

- ・ 請願文書表 (案)

資料1-3

(2) 会議予定について

資料1-4

(3) 予算決算委員会の流れについて

資料1-5

(4) その他

2 令和8年9月定例会議に向けての決定事項等 (まとめ) について

資料2

3 請願者等に対する趣旨確認の機会について (試行実施のまとめ)

資料3

4 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について

資料4

- ・ 採択した請願及び陳情への対応

5 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

資料5

- ・ LINE WORKSトークの運用

6 その他

- ・ 令和8年熊本地震に対する義援金について

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 令和8年9月浜田市議会定例会議について

(1) 付議事件及び付託案について

○岡本委員長

資料1-1を参照されたい。総務部長から説明をお願いする。

○総務部長

今定例会議に提案する付議事件は20件と報告が5件である。付議事件の内訳としては、決算認定が7件、条例関係が3件、財産の取得が1件、財産の無償譲渡が1件、和解及び損害賠償額の決定が1件、計画の変更が1件、補正予算が3件、同意が3件である。

なお、先般の6月定例会議の一般質問での指摘を受け、議案における個人情報の取扱いについて見直しを行い、今議会から議案に記載されている住所、生年月日等の個人情報について、個人情報保護に配慮した表記方法に変更している。具体的には、議案の審査に支障のない範囲で個人情報の表記を省略する一方で、訴訟、同意案件など個人を特定する必要があるものについては、必要な範囲で記載することとした。今議会においては、和解及び損害賠償額の決定に関する議案、浜田市教育委員会委員、人権擁護委員候補者、浜田市固定資産評価審査委員会委員の同意に関する議案、専決処分の報告として事故の損害賠償額の決定に関するものなどが該当すると考えている。

概要を説明する。認定第1号から第7号までは、各会計における決算の認定である。認定第1号から第4号までを一括で説明する。令和7年度浜田市一般会計・特別会計歳入歳出決算書を参照されたい。1ページの決算総括表を参照されたい。認定第1号の一般会計について説明する。補正後の予算現額は450億8,628万7,812円となっている。決算額については、歳入決算額435億6,671万5,860円に対して、歳出決算額は424億4,746万3,327円である。このうち翌年度に繰り越すべき財源の3,770万9,266円を差し引いた額、いわゆる実質収支である差引き残額10億8,154万3,267円については、決算剰余金として令和8年度へ全額繰り越すものである。同表で、認定第2号の国民健康保険特別会計を説明する。決算額について、歳入決算額57億5,028万1,364円に対して、歳出決算額57億4,846万6,234円で、差引き残額が181万5,130円である。同じく同表で、認定第3号の駐車場事業特別会計について説明する。決算額については、歳入決算額2,541万9,049円に対して、歳出決算額2,541万9,049円で、差引き残額はない。認定第4号の後期高齢者医療特別会計についてである。決算額については、歳入決算額10億7,597万7,859円に対して、歳出決算額10億4,856万8,356円で、差引き残額が2,740万9,503円である。

次に、別冊となっている浜田市公営企業会計決算書を参照されたい。認定第5号の

水道事業会計について説明する。冊子冒頭の水道事業会計決算書の1ページを参照されたい。収益的収支の決算額については、収入決算額19億1,936万8,773円に対して、支出決算額17億1,133万3,906円である。3ページの資本的収支の決算額については、収入決算額12億5,630万2,169円に対して、支出決算額18億6,442万6,762円である。

認定第6号の工業用水道事業会計について説明する。冊子の中ほどになる、工業用水道事業会計決算書の1ページを参照されたい。収益的収支の決算額については、収入決算額1億4,832万7,441円に対して、支出決算額1億3,665万9,495円である。3ページの資本的収支の決算額については、収入決算額1,023万550円に対して、支出決算額1,870万1,742円である。

認定第7号の下水道事業会計について、冊子後半になるが、下水道事業会計決算書の1ページを参照されたい。収益的収支の決算額については、収入決算額9億3,994万1,833円に対して、支出決算額8億8,874万2,847円である。3ページの資本的収支の決算額については、収入決算額16億165万3,010円に対して、支出決算額19億4,690万2,167円である。

続いて、条例議案の説明については、別冊資料となっている提案条例説明資料で行う。1ページを参照されたい。

議案第48号、浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてである。これは地方自治法施行規則の一部が改正され、引用する条項が整理されることに伴い、所要の改正を行うものである。施行期日は令和8年10月1日。

2ページを参照されたい。議案第49号、浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてである。これは、浜田市総合福祉センターを高齢者、身体障がい者等の福祉の向上や健康づくり等を図る施設から、総合的な福祉の増進を図る施設に転換するため、所要の改正を行うものである。概要としては、1点目として目的の整理を行っており、市民等による福祉活動への支援、活動の場の提供を行うことにより、総合的な福祉の増進を図ることに改めるものである。2点目として、現行の浜田市老人福祉センターと浜田市立野原デイサービスセンターを廃止するものである。3点目としては事業の整理である。一つ目が市民等が取り組む福祉活動の支援及び活動の場の提供、二つ目として福祉に関する相談及び情報の提供、三つ目としてその他市長が福祉の増進のため必要と認める事業に見直すものである。4点目では、施設の廃止に伴う規定の整理を行うこととしている。施行期日は令和9年4月1日とし、必要な経過措置を設けている。

3ページを参照されたい。議案第50号、浜田市不燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例についてである。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、引用する条項が整理されることに伴い、所要の改正を行うものである。施行期日は公布の日、又は法の一部改正の施行の日のいずれか遅い日としている。

議案書に戻り、15ページを参照されたい。議案第51号、財産の取得についてである。旭地域の除雪ドーザ更新のため、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。16ページの取得する財産は、除雪ドーザ11トン級1台、取得の方法は購入、取得予定価格は2,145万円、相手方は株式会社原商浜田支店である。

17ページを参照されたい。議案第52号、財産の無償譲渡についてである。財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものである。18ページの譲渡する財産は、浜田市消防団東部方面隊旭地域旧木田分団第1班消防ポンプ車庫建物、物件評価額は11万1,902円で、譲渡の相手方は木田まち自治会である。

19ページを参照されたい。議案第53号、和解及び損害賠償額の決定についてである。これは和解及び損害賠償額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものである。20ページの事案の概要としては、平成30年1月17日、広島県山県郡北広島町のスキー場で行われた学校管理下でのスキー教室において、相手方が滑走中に損害等を被った事故について、相手方から令和3年7月1日付で松江地方裁判所浜田支部に調停の申立てがなされたものである。和解及び損害賠償の相手方は個人、和解条項は記載のとおりで、損害賠償額は1,155万86円である。

21ページを参照されたい。議案第54号、弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてである。弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により議会の議決を求めるものである。施設は、農林業の振興及び地域資源を活用した交流人口の拡大に取り組む地域の拠点施設、浜田市ふるさと体験村施設である。変更内容は、同施設の専用水道から基準値を超える色度、鉄及びマンガンが確認されたため、水質を安定正常化させるための対策を行うものである。変更後の事業費は6,302万2千円、水質改善対策で4,994万3千円を追加するものである。

議案第55号、令和8年度浜田市一般会計補正予算（第3号）については、別冊の説明資料で説明する。資料の1ページを参照されたい。1の編成概要である。今回の補正予算は、6月補正予算編成以降に生じた経費について追加等を行うものである。2の予算規模である。補正額は15億6,004万2千円の増額で、補正後の予算額は450億7,103万1千円としている。3の補正事項は説明資料のとおりである。

2ページの歳入歳出予算総括表の歳入について主なものを説明する。10番の地方特例交付金は地方特例交付金の交付決定によるもの。11番の地方交付税は普通交付税の交付決定によるもので、交付決定額は93億4,111万円と当初予算比で8億4,111万円の増となっているが、このうち2億813万1千円は臨時財政対策債償還基金費分として減債基金に積立てを行うものである。15番の国庫支出金は事業費の特定財源を調整するものである。20番の繰越金は令和7年度決算の剰余金である。

歳出について説明する。3ページの事業別の補正事項を参照されたい。概要について整理番号で説明する。1番は、普通交付税の算定費目に創設された臨時財政対策債償還基金費分の積立てを行うもの。2番は、令和8年10月1日施行の改正労働施策総合

推進法により、カスタマーハラスメント対策が義務化されたことに伴う働きやすい職場環境の整備に係る経費の調整。3番は、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、令和7年度一般会計決算剰余金10億8,154万3,000円の2分の1を超える額を積み立てるものである。8番は、石見地域の認知度向上及び一体感の醸成を図るため石見9市町で連携し、ご当地ナンバープレート及び図柄入りナンバープレート導入に向けた検討を行うもので、詳細については7ページに掲載している。

続いて4ページを参照されたい。10番は、国の補正事業を活用し、地域の特性に合わせた公共交通サービスの再構築を図るため、公共交通再編検討調査を行うもので、詳細については8ページに掲載している。13番は、ふるさと体験村の水質基準値超過に伴う営業休止を受け、早期の営業再開及び安全安心な利用に向けた水質安定正常化のための対策を行うもので、詳細については9ページに掲載している。

続いて5ページを参照されたい。14番は、補助金の申請件数が当初の想定を大幅に超える見込みとなったことによる調整。15番は、中東情勢をはじめとする物価高の影響及び外湯施設隣接地への新規民間集客施設の新設等に伴う工事エリアの拡張による事業費の調整。16番は、令和7年度に緊急調査を行った都市下水路について損傷が確認された区間について断面補修を行うもの。17番は、学校の授業中に発生した事故に係る和解及び損害賠償に係る調整である。

6ページを参照されたい。地方債補正は記載のとおり変更が2件となっている。

続いて、議案第56号、令和8年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についても、別冊の説明資料で説明する。資料の1ページを参照されたい。補正額は3,597万7千円の増額で、補正後の予算額は59億5,514万9千円としている。主な補正事項は記載のとおりである。

議案第57号、令和8年度浜田市下水道事業会計補正予算（第1号）についても、別冊の説明資料で説明する。資料の1ページを参照されたい。今回の補正予算は、浜田処理区において下水道接続率向上に向けた支援策を周知するため、浜田処理区下水道接続工事費助成事業に係る債務負担行為を設定するものである。

議案書に戻り、後ろから6ページ目を参照されたい。同意議案の1ページ目になる。同意第4号、浜田市教育委員会委員の任命についてである。浜田市教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものである。同意を求める教育委員会委員は倉本一三氏である。任期は4年である。

続いて3ページを参照されたい。同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてである。人権擁護委員候補者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。意見を求める人権擁護委員候補者は上部孝雄氏である。任期は3年としている。

5ページを参照されたい。同意第6号、浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてである。浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第42条第3項の規定により議会の同意を求めるものである。同意を求める固定資産評価審

査委員会委員は、植田和広氏、桑本聖氏、直江稔氏の3人である。任期は3年である。別冊で同意議案略歴を配付しているので参考とされたい。

ここから報告事項の5件についてである。報告第15号、第16号が事故の損害賠償額の決定に係る専決処分である。報告第17号が浜田市土地開発公社の経営状況の報告についてである。報告第18号が公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告についてである。報告第19号が令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてである。それぞれ確認をお願いする。

説明は以上となる。また、9月定例会議において、条例の改正議案及び事故の損害賠償額の決定の専決処分の報告について追加で提案したいと考えているので、改めて議会運営委員会の開催についてお願いする。

○岡本委員長

続いて付託案について、事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料1-2を参照されたい。市長提出議案は全部で20件、付託の内訳は、総務委員会に5件、文教厚生委員会に2件、産業建設委員会に1件、今回は決算審査があるため予算決算委員会に10件となっている。議案第48号と第50号の2件については、説明があったとおり、上位法改正等に伴い引用条項の整理によるものであるため、9月8日に委員会付託せず即決を予定している。

3ページを参照されたい。請願は今回の提出が16件、3月、6月定例会議で引き続き継続審査となっている案件が5件あるため、全部で21件である。内訳は、総務委員会に14件、文教厚生委員会に4件、産業建設委員会はなく、議会運営委員会に3件である。市長報告事件は記載のとおり5件、議会報告事件は議員派遣報告が1件である。今定例会議での会議録署名議員は沖田議員と足立議員である。

続いて資料1-3を参照されたい。今回提出のあった16件の請願文書表である。付託の内訳は先ほど述べたとおりである。以上である。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

(2) 会議予定について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料1-4を参照されたい。9月1日が開会、9月30日が最終日である。9月2日から一般質問、従来どおり議員の持ち時間は30分、答弁を含めて60分とし、議長裁量で最大70分までとする。会議規則や申し合わせ事項にあるとおり、会議時間が17時を超えそのような場合の会議時間の延長については、議会運営委員会を開催せず、議長の宣告により行うので承知おき願う。

9月8日は議案質疑である。議案質疑は事前通告制としている。質疑回数は質疑事項（要旨）ごとに3回までとするほか、所管委員会の委員は市長の方針等を質す場合にのみ質疑できることとしている。議案質疑の通告の締切りは9月4日の14時である。議案質疑終了後に決算審査の資料閲覧について委員会で決定するため、予算決算委員会を開催する。全員協議会室に移動をお願いする。また、予算決算委員会終了後には議会運営委員会を開催し、先ほどあった請願3件について、追加提案の条例の関係についてもお願いする。

9日から3常任委員会での議案等の審査、9月14日が予算決算委員会で補正予算の審査、こちらは事前通告制ではない。引き続き予算決算委員会での質疑時間は、1質疑につき1分以内としている。15日、16日の休会を挟んで、17日から予算決算委員会において決算審査を行う。17日は総務、18日は文教厚生、連休を挟んで24日が産業建設委員会の順に通告に従って審査を行い、25日は予備日、28日は休会で、29日は附帯意見の協議を行う。

今回も議会による事務事業評価を実施するため、29日は予算決算委員会終了後、全員協議会を開催し、事務事業評価に係る議会評価意見書等の協議を予定している。事務事業評価の現在の各委員会での調査状況については1日の全員協議会で説明する。決算審査についての詳細は次の資料で説明する。30日が最終日で採決終了後、全員協議会、議会運営委員会という流れである。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

（ 「なし」という声あり ）

(3) 予算決算委員会の流れについて

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料1-5を参照されたい。説明の前に決算書などの購入についてである。購入を希望された委員の決算書などは、各会派の控室に既に配付している。領収書と併せて確認をお願いする。

資料を参照されたい。1ページ目のかがみ文に記載のとおり、今回は資料が4点ある。2ページ目を参照されたい。予算決算委員会の日程について、本日この議会運営委員会終了後、決算の資料閲覧要求書と発言通告書の様式をメールで送付する。様式はE x c e lである。事業番号を入力すると事業名が自動で表示されるので大変便利である。事務局の議員用のパソコンにも保存しておくので利用願う。

資料閲覧要求書の提出締切りは9月1日の午後2時である。要求される委員はメール又はデータでの提出をお願いする。資料閲覧の期間は9月8日の午後3時から14日の午後5時15分までである。資料閲覧は委員会として決定するので、要求された委員だけでなく全ての委員が閲覧できる。

次に、決算審査の発言通告書についてである。決算審査は事前通告制である。質疑をされる委員は通告書の提出をお願いする。提出締切りは9月11日の午後2時である。この締切りは、委員の発言通告書作成、事務局の一覧表作成、そして執行部の答弁準備などを考慮して設定しているため協力をお願いする。なお、締切りは11日だが、資料の閲覧は翌12日の午後5時15分まで可能である。

14日は補正予算の審査である。事前通告制ではないため、その場で挙手による質疑となる。17日から3日間、連休を挟んで24日まで決算審査を行う。審査の状況によっては日程が変更になる場合もあるので承知おき願う。29日は決算審査の結果、附帯決議ということになればその協議を行う。

また、今年度も議会による事務事業評価を実施するので、17日から各所管委員会の決算審査が終わるごとに議員の事務事業評価シートを全議員が記入する。その後適宜各常任委員会を開催し、28日の午後2時までに各常任委員会で議会評価意見書を作成提出し、翌29日の全員協議会で議会評価意見書について全議員で協議を行う。9月は非常に過密なスケジュールとなっているので承知おき願う。3ページには審査内容などを記載しているので後ほど確認願う。

6ページ、資料閲覧要求書の記載例を参照されたい。要求できるのは、決算審査に関係する執行部が保管している既存の資料である。決算審査に関係のない資料の閲覧や、執行部に新たな資料作成を求めることはできない。また、資料の持ち出しや写真撮影も禁止である。個人のプライバシーを侵害する事項に関する資料は検査の対象外となるので了承願う。記載例を参考に閲覧したい資料の詳細を記入願う。提出された要求資料については、9月8日の本会議終了後に全員協議会室で予算決算委員会を開き、委員会としての正式な要求とすることを決定する。

9ページの発言通告書の記載例を参照されたい。決算審査は事前通告制である。質疑を行いたい場合はこの発言通告書を提出願う。冒頭述べたが、委員にメールで送付するE x c e lの様式を使うと、事業番号を入力すると事業名が自動で表示される。その下に質疑の具体的な内容を記載願う。記載例のように、例えば何についての数字が必要か、こういった説明を求めるかなど、執行部に意図が十分伝わるよう記載をお願いする。毎年多くの事業について多数の通告が出される。効率的な委員会運営と、委員の質疑に対して執行部が的確な答弁が準備できるよう、具体的な通告内容の記載に協力をお願いする。質疑時間は浜田市議会の申し合わせ事項により、1質疑につき1分までとなっている。モニターを置いて時間を表示するので、簡潔明瞭な質疑をお願いする。

次のページからは決算審査の参考資料についてである。こちらには決算質疑の留意点や過去の研修会資料などをまとめている。質疑の準備に当たって改めて確認の上、参考とされたい。以上である。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

(4) その他

○岡本委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは執行部はここで退席するが、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それではここで執行部は退席となる。

(執行部退席)

2 令和8年9月定例会議に向けての決定事項等（まとめ）について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料2を参照されたい。まとめの資料だが、5項目について会派からの意見をもらい、本日は持ち帰りとなっている項目3と4について決定したい。その前に項目1. 一般質問についてと、項目2. 議案質疑について決定している事項について改めて説明する。

まず1. 一般質問についてである。通告書の取扱いである。提出した通告書は飛ばさずに全て読むこと。通告書提出後、正副議長等による内容チェックの際に必要な応じて議長から議員に修正依頼を行うということで、これは既に行っている。2. 質問のあり方である。単に聞くだけの質問を避け、論戦となるような質問展開を行うということで当日よろしくお願いします。3. 前振りの短縮について、質問に入る前にいろいろ発言をする方がいるが、駄目というわけではないが少し短めにするということが議会運営委員会で決まったところである。申し合わせ事項には四角の枠の中にあるようなことが書いてあるので、しっかり読んで対応をお願いします。朱書きで書いてあるところが主なものだが、質問の内容が単なる事務的な見解を質すにすぎないものなどはやめるようにお願いします。

2番目、議案質疑についてである。従来のルールを徹底するということで議会運営委員会の中では終わっている。申し合わせ事項には、議案に対する質疑は議案の範囲を超えてはならない、また一般質問とは異なり自己の意見を述べてはならないとし、明記されている。委員が自分の意見を言えるのは一般質問の場のみである。自己の意見を議案質疑で述べてはならない。議案に対してどこが不明なのかを質疑するのが議案質疑であり、自分はこう思うがこれについてどうだろうかというのは議案質疑ではない。議案に対して不明確なところを質疑するということ、注意をお願いします。議案質疑は一問一答とし、同一議案で複数の質疑があるときは(1)、(2)、(3)というように質疑事項を通告する。質疑事項ごとの質疑回数は3回までとする。なお、再質問は答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項に入れることとするということで、議案質疑の通告書の記入をお願いします。

4番と5番のところだが、委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長

等の考えや方針を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行うという申し合わせになっているのでよろしくお願いします。市長等の考えや方針を質す場合の判断については議長が行うということが、前回の議会運営委員会で決まったところである。以上が1番と2番のところの説明になる。

○岡本委員長

今説明を受けた。これはこれまで協議してきたものを最終的に委員に伝え、これを会派で持ち帰ってしっかり対応してほしいというつもりで事務局に説明してもらった。一般質問、議案質疑のそれぞれの申し合わせ事項も含めて、やはりこのルールに則ってやらないと議事進行が難しいという面もあるので、各会派や各委員にはこのことをしっかり伝えてほしいと思う。

次に移る。先ほど事務局から3. 委員会の審査、4. 請願・陳情について、この場においての宿題となっているので、このことについて委員にお諮りしたいと思う。

委員会の審査については、補正予算における事前通告制の導入等について各会派から意見をもらっている。これについて協議をしたい。事前通告制については浜風の郷、市民クラブは導入に賛成、創政クラブ、公明クラブはどちらかというと必要なしかどうかでもよいという形で、二つの意見になっているが、まとめていきたいと思う。事務局もまた正副委員長、議長ともこのことについて協議をした。内輪の事情を事前に話したいと思う。事務局長から再三話があるように、非常に事務局が多忙な状況に置かれている。そこを加味していかなければならないということを委員に伝えたい。今の事前通告制について、我々の中で意見が出たのが、通告制にした場合、通告しないと発言できないという位置づけから、委員が全て通告するのではないかという懸念を持っている。そういうところから従前どおりのほうがよいのではないかと思っているが、このことについて委員に諮りたいと思う。

まず、浜風の郷から補正予算の事前通告制について、今の事情も少し含めながら、考えがあればお願いしたい。

○村木委員

もともとこの事前通告制の導入を挙げたのは当会派ということもあり、事前によって質問の質も上がり、答弁の質も上がることもあって、会派の中では導入に向けた、12月以降に試行的にどうだろうかという意見ではある。今の執行部側、事務局の負担感のことを言われるとなかなか厳しいのかもしれない。

○岡本委員長

何か補足はあるか。

○足立委員

浜風の郷からは、当然事務局の負担も考慮しないといけないが、一方で執行部側の適切な質疑に対する答弁がなかなか噛み合わない場面も見受けられることから事前通告により執行部側も資料がきちんと用意できる。また、議長が常々言っているようにスムーズな議事進行ができると思うので、こちらとしては事前通告がよい。

○岡本委員長

理解した。この導入についての賛成では市民クラブもこのことについて賛成しているので、市民クラブから願います。

○小川副委員長

市民クラブで検討した一番のポイントは、執行部側の事務的な作業量の負担という部分を考慮したときに、事前通告したほうが負担が少ないということで導入賛成ということになった。しかし実際どうなのかという事情を聞いた中では、補正予算については件数もそれほど多くないことや先ほど委員長からあったように全部の項目に対して通告が出るというような懸念があるという意味では、負担感の部分ではむしろ現状のほうがよいのではないかという意見もある。そういうことも考慮する中で現状でもよいとその後の議論を通して感じている。

○岡本委員長

それではどちらでもよいという公明クラブ、このことに少し意見があれば願います。

○柳楽委員

どちらでもよいという回答だが、実際通告制にすることで分かりやすくはなるといえる考えは持っている。ただ、それがなくても現状のままでできないことはないだろう思いこいた書き方になってしまった。先ほど委員長が言った今の体制でいろいろな作業も増え、大変な面もあると思うので、当面の間は現状でということではよいのかと思っている。

○岡本委員長

今の意見を聞くと現状の形、それから市民クラブもどちらかというと現状のほうが気持ちがあるという話があったと思っている。そういう状況だが、沖田委員いかがか。

○沖田委員

当会派は通告制の導入に賛成だが、ただ事務局の負担ということは我々も少し考えていなかった点がある。今事務局の負担がそこまでであるのなら、今少し職員も不足しているような状況なので、体制が整ってから実施という流れで当会派はよい。

○岡本委員長

いろいろ諸事情を酌みながら、ここで決定した将来またこういう状況が起きたときには当然案として出てくるのは可能なので、この度は現状のとおりということで事前通告制をしないということではいかがか。

○足立委員

実際これ事前通告制にした場合に、事務局の負担感はどれぐらいあるか。

○下間局長

9月定例会議が始まる時期なので事前通告制を9月から導入というのは厳しいと思っている。12月に向けて。余裕を持って通告の締切りなどが設定できたり、様式などを作ったりする時間があるのなら大丈夫である。

○足立委員

事務局がそういう思いであるならば別に12月にこだわらなくてもよい。3月からでもよいが、その方向性にシフトをすることによって議事進行がスムーズにいくのではないかと思うし、委員が試行的に1回やってみるというのもよいかと思う。今は噛み合わない補正予算のやり取りの場面が時々見受けられるので、これは少し避けたい思いがあるので会派として、こういう方向性を見出したということなので、今すぐでなくとも構わない。

○岡本委員長

この度のことは置いておいて、今足立委員からも試行という話もあった。この9月というのは決算等の問題もあるので、委員に審議を諮る面で執行部も対応をせざるを得ないという環境から9月は難しい。あとは3月はまた次の状態になるので、12月もしくは来年の6月というところで少し前向きには考える方向で、もし意見があったら少し取り上げて12月、6月に対応したいということによろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、このことについては事前通告制というのは置いておいて、後の試行的な形では少し取り上げたいと思っているのでよろしくお願いします。

次に、4. 請願・陳情について委員に意見をもらっている。議員の請願提出の自粛に合わせて、議員が法人代表等の場合も同様に自粛する等の内容を追加するかどうかの是非である。制度的な難点もあるが考え方を聞く。各会派から補足説明があればお願いします。浜風の郷はどうか。

○村木委員

法人においても個人と同様に自粛をすべきであるということには変わらないので、特段補足はない。

○岡本委員長

創政クラブもお願いします。

○西田清久委員

法人もいろいろあり、個人で法人の場合もあるし、人数の多い場合もあるが、特に法人代表者が同一の個人的な場合には自粛すべきという意見である。

○岡本委員長

市民クラブ。

○小川副委員長

書いてあるように法人も含めて自粛するよう取扱要領に追加するという事でお願いします。

○岡本委員長

公明クラブお願いします。

○柳楽委員

他会派と同じような形で、議員が法人の代表者である場合には自粛をするということで追加してほしい。

○森谷議員

私の請願を言っていると思うが、まずなぜ私が請願がたくさんあるかということを知っている方はいるか。恐らくいないと思う。私はよく言葉を使うが、ノイジーマイノリティと言って、顔を見せ名前を見せてどんどん意見を出せる、例えば地域井戸端会などで自分を晒して出すというスタンスである。本当はそこに出席していない人が99%なのである。私は町を一生懸命回っているが、その人たちは一対一だと自分の意見を言ってくれる。そして請願や陳情をしなさいと言うと嫌だと。声を出したらどんな目に遭うか分からないということで、私は何十という意見を聞いて、その中で私も同意したものについて請願しているわけである。だから私の請願というのは実際はA、B、C、Zの人たちの請願であって、私が一人で出しているわけではない。名前を出して言えない人のために出しているわけだ。AからZの人が請願したら26人いるという話で終わる。紹介議員が私で同じような人が請願していたらおかしいという形式だけでやっているわけではないか。内面は私が一生懸命歩いているからみんなの声を拾って、サイレントマジョリティと言うが、声を上げられないたくさんの人のためにやっているわけである。議会運営委員会でも私が意見を言う聞いて終わる。議論にならない。そういうことが問題で、委員長がここで私の意見を取り上げないのも一つの原因、請願が増える原因でもある。このことを知っておいてもらいたい。委員会で議論してもらいたい。委員においても、声はあるけれども自分の名前を出してはいけない、こういう案件を自分が分からないようにしてくれということが多くあるのではないかな。どうなのか委員。

○岡本委員長

そのことはどうかとしても、請願権は各市民にもあるわけだから、請願権のある市民から発言するというのは私は正しい姿ではないかと思っている。今ここで協議をしているのは、一法人として代わってするのはどうなのかということが問題ではないかと思っている。

○森谷議員

そういう人たちは声が拾い上げられないわけである。請願権を使えと言っても使わない人もいるわけである。その人たちを黙殺できないから私が私の名前で請願している。委員はそういう人たちの声を請願権があるから利用しないほうが悪いと思うのか。委員長どう思うか。

○岡本委員長

私への問いかけをやめてほしい。

○森谷議員

なぜやめるのか。

○岡本委員長

声を荒げないようにお願いします。

○森谷議員

何で私を制限するのか、問いかけはやめてほしいと。問いかけしてよいではないか。不規則発言している者がいる。

○岡本委員長

暫時休憩する。

[10 時 55 分 休憩]

[10 時 58 分 再開]

○岡本委員長

会議を再開する。

○森谷議員

訂正とお詫びの発言をしたい。先ほど私は自粛というのは禁止に近いものだと思っていたので意見を言ったが、禁止ではないということを委員長が言ったので、私も勘違いをして議論をしてしまい申し訳なかった。失礼した。

○岡本委員長

今そのようなことがあった。それではまとめたいと思う。各会派から出た内容を精査していくと、一応自粛ということで委員一同同じだと解釈したので、自粛するという形にするのでよろしくお願いします。

○柳楽委員

自粛をして、多分議員皆そうなのかと思うが、いろんな市民の意見を聞き、名前を挙げてまで出すのは難しいというような案件であった場合に、一般質問等で誰ということではなく、こういう方もいるんだという表現で質問する場合もあるかと思う。そういった対応もできると思うので、それも含めて自粛をお願いできればよいかと思う。

○岡本委員長

そのような意見もあり、認識の上でよろしくお願いします。

次に、②請願の紹介議員を2名以上とする規定変更の是非について委員に尋ねている。このことについても各会派から意見をもらいまとめたいと思う。それでは公明クラブからお願いします。

○柳楽委員

このことについては、2名にするのは問題はないが、2名にするということは市民の方が請願を出す場合にハードルは上がると思う。そうすると正当性があるのかという疑問は持っている。

○岡本委員長

今、公明クラブから正当性ということについて、事務局は問い合わせをしているか。

○下間局長

前回の議会運営委員会でも述べたが、議長会に照会したときにはあまり好ましくないという助言は受けた。やはり請願というのを狭める可能性も出てくる。紹介議員を増やすことによって請願が出しにくくなる可能性もあるので好ましくないという回答は受けている。

○岡本委員長

好ましくないという回答であるが、やはりこういう2名以上ということが少し問題になっている。市民クラブ、創政クラブ、浜風の郷にも聞いてみたい。市民クラブお願いします。

○小川副委員長

2名以上という提案も出したが、聞く中では全国の自治体の中ではそういうルール化をしているところもあるらしいが、議長会の見解とすればやはり請願権の部分から好ましくないということがあった。回答を受けて市民クラブとしては受け入れるということで、議長会の見解に基づいて現状どおりにしたいと思う。

○岡本委員長

創政クラブをお願いします。

○西田委員

今の議長会のそういう考えというのはまだ情報は分からなかったが、2名以上とすることについて検討することはそれなりの価値があるという意見である。

○岡本委員長

次、浜風の郷お願いします。

○村木委員

当会派としては今まで出ている内容や事務局からの回答も加味し、さらにハードルが上がる、1名だったものを2名にすることによって市民からの声を上げる機会が狭まる可能性があるのではないかということを会派の中でも議論し、2名以上とする規定の変更には反対を出したというところである。

○岡本委員長

今2名以上というような提案があったところだが、全国市議会議長会の回答を含めてそれは難しいということなので、委員の議論を総合すると反対ということで考えてよろしいか。要は2名以上ということについてはできないので、従前どおり1名の紹介議員という対応をしたいと思う。よろしくお願いします。

○森谷議員

私はこのことについて調べたら、憲法の請願権のハードルを上げることは憲法違反になると。なぜ憲法違反が通っているかという裁判が行われていないからということである。憲法違反は裁判が行われて初めて憲法違反になるわけである。流山市や松本市など四つの市、2名以上のところに私全部電話して議会事務局に聞いてみた。いつから、なぜそのようになっているか分からないということで、強い意志を持って決められたことではなく、当初からそのとおりで変えていないだけだというような意見だったので、それを参考とされたい。

○岡本委員長

それでは次に移る。③すでに行っている場合は「採択」でもよいが、それ以上のことがついている場合は「不採択」とする場合があることの徹底について。請願・陳情の審査基準にある「予算措置、条例改正等によりすでに願意が達成されたもの又は現在対応過程にあるもの」の解釈ということである。このことについて委員と協議を

したいと思っている。浜風の郷から願います。

○村木委員

これについても徹底をすべきである。現状維持を徹底して、採択を行っている場合は採択でもよいが、それ以上のことがうたってある場合については不採択の場合もあるといった考え方の徹底をすべきではないかということで賛成を出した。

○岡本委員長

それでは市民クラブから願います。

○小川副委員長

議論の中ではこの審査基準そのものが必要かということもあったが、同趣旨の請願・陳情が出た場合の扱いについて一応の目安として今提案されているとすれば、それに縛られるものではない。あくまでも目安であって、不採択にする場合も採択する場合も問題はないということで、この点については再度徹底するということで賛成にした。

○岡本委員長

創政クラブから願います。

○大谷委員

先ほどの浜風の郷の意見と同様で、現状維持でよいということである。

○岡本委員長

公明クラブ願います。

○柳楽委員

すでに達成していることを採択にすることに決まったというのが、同じ意見であっても採択にする人と不採択にする人があると決まったと記憶している。ただ、やはり達成していてそれ以上の対応が必要かどうかというところで、必要ない場合には不採択というような考え方もあると思うので、このことについては再度そういう意見もあるということは徹底したほうが分かりやすい。

○森谷議員

まず私たちは市民のために働いているわけだから、市民が聞いたとき、見たときにどう思うかということである。市民はいろんなことを知って、できているかどうかをチェックして陳情請願するわけではない。だから既にやっていることにもやってないよと、やってよと言うかもしれない。そのときにやっているんだから賛成という形で言わないと、市民にとってみれば反対意見だと思うわけである。現在は、意見のところに反対理由だけを書くことになっている。賛成として、もうすでにやっているということで、執行部に対してはあまりプレッシャーかけないようにすればよいのではないかと思う。私の意見を聞いてほしい。よろしく願います。

○岡本委員長

各々会派から意見が出た。ここで暫時休憩をする。

[11 時 10 分 休憩]

[11 時 22 分 再開]

○岡本委員長

会議を再開する。これまで4. 請願・陳情についての③について協議をしてきている。採択でもよいがそれ以上のことについては不採択というような内容について協議をしてきているが、おおむね各会派とも議員の目安なので基準に任せたらという意見があるようなので、その辺をまとめたい。意見はあるか。

○大谷委員

基本的に現状でよいのではないか。採択の考え方については目安があるわけだが、それはあくまで目安ということで、それを参考にしながら対応することでよい。請願者の意図を踏まえてそれに対して対応するという事の中で、採択している内容であって現状対応できていることであればそれに沿うような採択という発想もあるかもしれないが、各委員の立場で考えたとき、達成できるというのであればそれはさらに進める必要性はないという判断から審査の段階で不採択にするということも委員の判断としてあってもよいのではないかと。ということで、目安を参考にしながら各委員が個々に判断をするということで、これまでどおりでよいのではないか。

○岡本委員長

以上のような意見もあった。

○森谷議員

例えば請願で私今市の2工区を出している。2工区出していて進めてくださいよというお願いなのだが、それが一向に進められていないときには次の請願でも2工区を出す可能性があるというようなことは理解願う。

○岡本委員長

それでは今大谷委員からも出た、議員各位の考え方ということに従っていくということでもまとめたいと思うがよいか。

(「異議なし」という声あり)

そのように決めたいと思う。よろしくお願いします。

それではその他については決定事項であり、今後の議題で説明する。

9月定例会議については、決定したことに従いをお願いします。

3 請願者等に対する趣旨確認の機会について（試行実施のまとめ）について

○岡本委員長

資料3を参照されたい。前回までの委員会で9月定例会議で試行実施をすることが決定されている。会派からの意見を踏まえこのとおり試行実施するので、必要に応じて各委員会での対応をお願いします。請願者等に趣旨確認をするかどうかは委員会で決定願う。また、請願者等が自由に意見を述べる場ではなく、委員会が審査に当たり提出文書のみでは趣旨や願意の確認が十分でない場合に行うもので、請願者等に確認を求める内容も委員会で決定するようにしてほしい。この件について委員から何かあるか。

○森谷議員

今回実際にあったのだが、私が紹介議員の請願で、紹介議員の私には何も連絡がなく締切りの後に請願の内容を変えてくれというお願いがあって、私はそれを聞いて驚いたのだが、そういうようなことは私は許されないと思う。また請願者に情報提供するの分かるが、紹介議員にも同じように情報提供をしないと困る。その辺のすり合わせはどのように整合性を持たせているのか。憲法で出したのを変えろというような結構重大な案件だと思うが。

○岡本委員長

私は理解できないが、変えてくれという部分についてどうかとの問い合わせは、この場では審議しないで後でやりたいと思うのでよろしくお願いします。そのほかにはないようなので、次に移る。

4 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について

・採択した請願及び陳情への対応

○岡本委員長

資料4を参照されたい。特別委員会で検討した結果について先般の議会運営委員会でも承認され、今後採択した請願等への対応が決定し要綱に定めようということになった。事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料を参照されたい。新旧対照表にしている。左側が現在で右側が改正後となる。現状では採択と決定した請願の対応ということで第8条に規定していたが、一部採択となったものについても同様の扱いをすることとなるため、改正後の表現を一部採択を含むとしている。改正後の方を参照されたい。第7条の2として採択と決定した請願の対応ということで、先般の議会運営委員会で承認された内容を規定したところである。次のページは陳情も同様の扱いとするとということを明記している。3ページ以降についてはこの浜田市議会請願・陳情等取扱要綱、今回の改正内容を要綱に溶け込ませたものである。本日の議会運営委員会で決定となったら、9月定例会議で採択又は一部採択となったものからこの規定に基づいて対応していくこととなる。

○岡本委員長

事務局から説明があった。内容については先般の委員会です承されていることなので委員にお諮りする。このとおり浜田市議会請願・陳情等取扱要綱について改正することによいか。

(「異議なし」という声あり)

それではこのとおり改正することと決定した。事務局は改正手続等を行うことを願う。

5 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

Line works トークの運用についてである。資料5を参照されたい。こちら

も先般の委員会で決定した内容である。申し合わせに規定することとなったため改正案を作成した。重要な連絡事項等の見落としを防止するため、全議員が参加するトークルームは議会事務局からの連絡や情報提供等に限定し、議員からの投稿は行わないこととするというのを新たに加えるものである。これについてこのとおり申し合わせ事項を改正することでよい。

(「異議なし」という声あり)

では、このとおり改正することとする。

事務局は改正手続等を行うこと。事務局から発言があるようである。

○下間局長

委員にお願いである。例えば議会運営委員会などで課題提出を議会運営委員会のトークルームで依頼することがある。そういった場合は議会運営委員会のトークルームに返信願う。これほかの委員会でもそうだが、その委員会での依頼については、その委員会のトークルームに返信していただきたい。違うところに投稿してしまうと課題提出が分かりにくいためを協力をお願いする。

○岡本委員長

事務局からのお願いについてよろしくお願いします。

6 その他、令和8年熊本地震に対する義援金について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料6を参照されたい。議長会から8月17日付けで令和8年熊本地震に対する義援金についての通知があった。九州市議会議長会において災害義援金口座を開設するというものである。次のページを参照されたい。熊本地震については前回の議会運営委員会で、議長会の動きを待って対応という考えがあるがそれ以外の対応があればということで、会派からの意見結果を上の方に記載している。この後義援金についてどうするか協議願うというのが1点。また意見の中に過去にガイドラインを作っているという記述があったので調べてみたところ、素案的なものはあり、令和6年2月の議会運営委員会で協議した経緯はあったがその都度協議していくという形となり、結果的に正式なガイドラインは策定はされていなかった。したがって今回こういったガイドラインを策定するかどうか併せて協議していただきたい。

○岡本委員長

事務局から報告があった。まず九州市議会議長会に義援金の口座が開設された。、この九州市議会議長会の災害口座に送金するという考え方で良いか。

(「異議なし」という声あり)

ではまず金額等を協議する。事前に過去の資料を検討した。今般いろいろ形で災害がある。私から提案したいと思うが、各議員1万円という形でいかがか。過去も同様であるのでその辺でいかがか。各議員1万円でどうだろうか。

○西田清久委員

私が記憶しているのでは、糸魚川市の大火のときには各議員1万円を出した。それから広島県の安佐南区で山崩れがあり、各議員が1万円出したという記憶がある。東北大震災のときには議員が2回ボランティアに行ったり、秋のイベントで議員自らが募金活動をして数十万集めて浜田市の特産品を届けた経緯もある。これは少し特別だったが、そのようなことがあったので過去の例からいくと1万円というのは妥当かと思う。

○岡本委員長

浜風の郷はいかが。

○沖田委員

1万円でよい。

○岡本委員長

では、1万円でよいか。

(「異議なし」という声あり)

では一人1万円とする。9月18日までに各会派で集めたものを提出ということで考えているがいかが。浜風の郷でよいか。

(「異議なし」という声あり)

創政クラブはいかがか。

(「異議なし」という声あり)

市民クラブ、公明クラブもよいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのような形で進めるのでよろしく願います。

ガイドラインの策定については今協議願うということだが、これは委員からも糸魚川の話が出たり、いろいろな範囲もあったりするので、少し協議をする、いわゆるガイドラインを作る必要があると思うので、議会運営委員会の中で案を出すのでよろしく願います。以上で終わる。その他に委員から何かないか。

(「なし」という声あり)

それでは次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回、9月8日火曜日、議案質疑終了後の予算決算委員会終了後から開会したい。請願審査になる。この時間、恐らく午後からになると思うが、議案質疑も時間的なものが把握できないので、予算決算委員会が終了後13時から開催したい。なお予算決算委員会が午後に延びた場合は、予算決算委員会終了後とする。開始時間は流動的になるのでご承知おき願う。

○下間局長

議会運営委員会の開催についてである。9月8日の開催は決定であるが、もう一つ先ほど総務部長から追加提案があるとのことで、追加提案のための議会運営委員会を開催する必要がある。大体一般質問の3日目が終わった後に議会運営委員会を開いていたがよろしいか。

○岡本委員長

今事務局長のほうから、追加提案についての議会運営委員会を開きたいという話があったので、そのように進めてよいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのように願います。

○森谷議員

21日の全員協議会を聞いたら、私に質問したい人が多くいるようで出席できなかったため、質問を受け付けるとメールを出したのだが、誰も質問してくれない。今日、今田議員に直接質問してほしいと言ったら忘れたと言われた。忘れる程度のことを興味本位で質問しないでほしい。また、質問があるのならメールやLINEでしてくれれば私はそこで返せる。執行部の多くの時間を割かなくてもすむ、やり取りができれば個々でもよいし、誰かが代表してまとめてやるのなら、議長が代表してメールをくれてよい。私は早く回答したい。遠藤議員は私のエレベーターでのことを何か言ったが、7月3日のすぐそこで私に指摘してくれたら遠藤議員も必要なかったわけだ。私は8月10日までそのことが問題になっていること知らなかったのだが、委員はどの時点で知ったのか。私にも教えてほしかった。そうしたら私は反省できるではないか。注意ができるではないか。その辺り、委員長は事前に内容を知っていると言ったが、委員長はいつ皆に教えてあげたのか。

○岡本委員長

内容については事前に知っていたのでそのことについて諮っただけであり、いつがどうだということを森谷議員とやり取りするつもりはないので、それは後にしてほしい。

○森谷議員

後とはいつか。

○岡本委員長

この後でもよい。

○森谷議員

了解した。

○岡本委員長

それから今、先ほどのLINE WORKSの扱いについては先般の議会運営委員会で決定しているので、当然、各議員はそれを通して回答はできないと私は判断している。したがって森谷議員が自分へ回答するという判断にはならないと思っている。このことだけ伝えてここで終わる。

○森谷議員

私はLINE WORKS全体でもやっているが、個々にも送っており、個人的LINEにも送っている。

○岡本委員長

ここの部分は終了とすることでよいか。

(「異議なし」という声あり)

最後にお願いだが、本日の内容について必ず会派で共有するようよろしくお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[11 時 35 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友